

**営業時間短縮要請【飲食店】（6月14日（月）～6月20日（日））  
に係る協力金の申請受付を7月21日（水）から開始します**

県では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う「まん延防止等重点措置」の適用解除後の感染再拡大を防止するため、令和3年6月14日（月）から6月20日（日）までの間、飲食店等（※）の皆様へ新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項に基づく営業時間の短縮等を要請しました。

本要請に係る飲食店の皆様への協力金の申請受付を7月21日（水）から開始します。  
なお、5月8日（土）から6月13日（日）までの要請に伴う協力金は、6月28日（月）から8月6日（金）までの間で申請受付中です。

※飲食店等…接待を伴う飲食店、カラオケ店及び酒類を提供する飲食店（午後8時から午前5時までの間の営業店舗）

**1 申請受付期間**

令和3年7月21日（水）～8月31日（火）

**2 申請方法等**

**(1) オンライン**

- ・ポータルサイト ([https://www.pref.gunma.jp/07/ct01\\_00016.html](https://www.pref.gunma.jp/07/ct01_00016.html)) から申し込み（7月21日（水）午前9時受付開始）



**(2) 郵送**

- ・簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で、以下申請先へ郵送（8月31日（火）消印有効）

（申請先）

〒371-0847

前橋市大友町3-24-1 ホテル123前橋マーキュリー  
「群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金 事務局」あて

**(3) 申請書配布期間・配布場所**

- ・配布期間：令和3年7月15日（木）～8月31日（火）
- ・配布場所：各行政県税事務所、市役所・町村役場、商工会議所・商工会

**3 相談窓口【飲食店・大規模施設等】（電話対応のみ）**

名称：群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金コールセンター

受付時間：午前9時から午後5時まで（平日・土日祝日）

電話：0570-077-370